

乾燥設備作業主任者技能講習のご案内

一般社団法人 群馬労働基準協会連合会

事業者は、労働災害を防止するため、次に掲げる設備による物の加熱乾燥の作業については、乾燥設備作業主任者技能講習を修了した者のうちから、「乾燥設備作業主任者」を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他厚生労働省令で定める事項を行わせることが義務付けられています。（労働安全衛生法第14条、同施行令第6条第8号、労働安全衛生規則第297条～第298条）

当連合会では、この度、下記により標記講習会を実施することとしました。

是非ともこの機会に、対象者の受講についてご検討ください。

- | |
|---|
| 1. 乾燥設備（熱源を用いて火薬類取締法に規定する火薬類以外の物を加熱乾燥する乾燥室及び乾燥器）のうち、危険物等に係る設備で、内容積が1立方メートル以上のもの |
| 2. 乾燥設備のうち、1.の危険物等以外の物に係る設備で、熱源として燃料を使用するもの（その最大消費量が、固体燃料にあつては毎時10キログラム以上、液体燃料にあつては毎時10リットル以上、気体燃料にあつては毎時1立方メートル以上であるものに限る。）又は熱源として電力を使用するもの（定格消費電力が10キロワット以上のものに限る。） |

記

1. 開催日	平成30年4月10日（火）～11日（水）の2日間
2. 会場	勢多会館 前橋市南町4-30-3 ☎ 027-224-6692
3. 定員	100名
4. 講習科目	・ 乾燥設備及び付属設備の構造・取扱いに関する知識（4時間） ・ 乾燥設備、その付属設備等の点検整備等に関する知識（4時間） ・ 乾燥作業の管理に関する知識（5時間） ・ 関係法令（2時間） ・ 修了試験（1時間）
5. 講習料等	12,312円（受講料、テキスト代及び消費税含む。） 直接お申し込みいただくか、口座振込みでお願いします。
6. 受講資格	1. 乾燥設備の取扱いの作業に5年以上従事した経験を有する者 2. 高等学校において理科系統の正規の学科を専攻し卒業した者で、その後2年以上乾燥設備の取扱い等の作業に従事した経験を有する者 3. 大学又は高等専門学校において理科系統の正規の学科を専攻し卒業した者で、その後1年以上乾燥設備の取扱い等の作業に従事した経験を有する者
7. その他	受付は、午前8時20分まで（時間厳守）に済ませてください。 初日には、午前8時20分より、5分間、オリエンテーションがあります。 全科目を修了した方には、後日、修了証を交付（郵送）します。